

事 務 連 絡
平成30年8月31日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0831第11号
平成30年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第313号）が公布され、平成30年9月1日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第2部第2節第1款C106に次を加える。
 - (4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記(3)を適用しない。
 - (5) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たっては、関連学会の定める適正使用指針に沿って実施した場合に限り算定する。なお、当該点数には指導管理に要する機器等に係る費用が含まれており、別に算定できない。
 - (6) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たって当該点数を準用する場合は、「C005 在宅患者訪問看護・指導料、C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料」の(4)、(25)及び「C119 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料」の(4)を適用しない。
- 2 別添1の第2章第3部第1節D006-2の(3)に次を加える。

エ 本検査の実施に際し、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。
- 3 別添1の第2章第10部第1節第9款K686の「注」の加算については、術後再建腸管を有する患者に対して実施した場合のみ算定できる。」を(1)とし、(1)の次に次を加える。
 - (2) 経内視鏡的に経胃又は経十二指腸的に膵嚢胞との瘻孔造設を行った場合は、当該点数を準用して算定できる。なお、この場合は上記(1)を適用しない。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

- 1 Iの3の113, 114の(2)を次のように改める。
心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。
- 2 Iの3の133(3)に次を加える。
ウ 大血管用ローテーションシースの使用にあたっては、関連学会の定める当該材料の実施基準に準じて使用した場合に限り算定できる。
- 3 Iの3の200の次に次を加える。
201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム
膵臓用瘻孔形成補綴材留置システムの使用にあたっては、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り、算定できる。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの064(2)中「及び椎体ステープル(1区分)の合計10区分に区分する。」を「、椎体ステープル(1区分)及び骨充填用スペーサー(1区分)の合計11区分に区分する。」に改める。
- 2 別表のⅡの064(3)に次を加える。
 - ① 骨充填用スペーサー
次のいずれにも該当すること。
 - ア 移植骨を充填するスペーサーであること。
 - イ 脊椎プレート・標準型と併用するものであること。
- 3 別表のⅡの114(1)に次を加える。
 - ③ 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルに該当しないこと。
- 4 別表のⅡの120、121に次を加える。
 - (5) 期限付改良加算の対象となる異種心膜弁(Ⅱ)
定義
次のいずれにも該当すること。
 - ア 弁開閉部分がヒト以外の動物の心膜由来のものであること。
 - イ 石灰化を抑制するための組織加温処理が施されていること。
 - ウ 心膜にキャッピング処理及びグリセリン処理が施されていること。
- 5 別表のⅡの123(1)に次を加える。
 - ③ 体外式ペースメーカー用カテーテル電極に該当しないこと。
- 6 別表のⅡの133(1)中「血管内異物除去用カテーテル(4区分)」を「血管内異物除去用カテーテル(5区分)」に改める。
- 7 別表のⅡの133(1)中「合計56区分」を「合計57区分」に改める。
- 8 別表のⅡの133(9)②中「合計4区分」を「合計5区分」に改める。
- 9 別表のⅡの133(9)③に次を加える。
 - オ 大血管用ローテーションシース
次のいずれにも該当すること
 - i 植込み型ペースメーカー又は除細動器のリードを経静脈的に除去する材料であること。
 - ii シースの遠位端の金属チップが操作により回転する構造であること。
 - iii ア～エまでに該当しないこと。

10 別表のⅡの154(2)中「使用する塞栓材であること。」を「使用する、もしくは経静脈的塞栓術等では十分に治療目的を達成することが困難な硬膜動静脈瘻の患者に対して、血管塞栓術を目的として使用する塞栓材であること。」に改める。

11 別表のⅡの200の次に次を加える。

201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51) 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「膵臓用瘻孔形成補綴材」であること。
- (2) 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と嚢胞壁の間に瘻孔を形成することを目的として使用する膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム（デリバリーカテーテルを含む）であること。
- (3) デリバリーカテーテルについては、瘻孔形成部位を穿孔し、当該部位に補綴材を留置する機能を有していること。